厚生労働省
島根労働局

Press Release

島 根 労 働 局 発 表 令和４年５月 20 日（金）	担当 島根労働局労働基準部監督課 課　　長　　濱崎 雄俊 監察監督官　　森下 孝則 電話：0852-31-1156

建設事業者向け労働時間に関する法制度等説明会を開催します

平成 31 年４月から時間外労働の上限規制が導入されたところですが、建設事業については、その適用が令和６年（2024 年）３月 31 日まで猶予されており、この猶予期間中に、時間外労働の削減に関する取組を進めていただくことが重要です。

そのため、今般、改正労働基準法の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知、理解の促進に向けて、説明会を開催します。

建設事業者向け労働時間に関する法制度等説明会の概要

１　開催日時・場所

地域	開催日時	場所
出雲	令和４年６月 21 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分	出雲市大津町 1139 島根県出雲合同庁舎 702 会議室【定員 100 名】
オンライン	令和４年７月 14 日（木） 14 時 00 分～16 時 00 分	ZOOM によるオンライン開催【定員 100 名】
松江	令和４年７月 21 日（木） 14 時 00 分～16 時 00 分	松江市東津田町 1741－１ 島根県松江合同庁舎講堂【定員 100 名】

２　内容

（１）時間外労働の上限規制、年５日の年次有給休暇の取得等について
（２）時間外・休日労働協定（36 協定）をはじめとする労働時間に関する法制度について
（３）建設業の働き方改革について

３　主催

一般社団法人島根県建設業協会、島根県、国土交通省中国地方整備局、島根労働局

※　本説明会は、令和元年から開催しており、今回の開催は５回目となります。

【説明会への参加申込方法等の詳細は別紙をご参照ください】

建設事業者向け労働時間に関する法制度等説明会を開催します

島根県建設業協会
島　　根　　県
中国地方整備局
島　根　労　働　局

働き方改革関連法の施行に伴い、平成 31 年４月から時間外労働の上限規制が導入され、令和２年４月１日から中小企業に対しても適用されているところです。

建設事業者に関しては、その適用が令和６年（2024 年）３月 31 日まで猶予されており、この猶予期間中に、時間外労働の削減に関する取組を進めていただくことが重要となります。

今般、改正労働基準法の内容をはじめとする労働時間に関する法制度等説明会を開催しますので、参加くださるようお願いします。

１　開催日時・場所　《３会場ともご説明する内容は同じです。》

番号	地域	開催日時	場所
1	出雲	令和４年６月 21 日(火) 14 時 00 分～16 時 00 分	出雲市大津町 1139 島根県出雲合同庁舎 702 会議室【定員 100 名】
2	オンライン	令和４年７月 14 日(木) 14 時 00 分～16 時 00 分	ZOOM によるオンライン開催【定員 100 名】
3	松江	令和４年７月 21 日(木) 14 時 00 分～16 時 00 分	松江市東津田町 1741－１ 島根県松江合同庁舎講堂【定員 100 名】

２　内　容

（１）時間外労働の上限規制、年５日の年次有給休暇の取得等について
（２）時間外・休日労働協定（36 協定）を含む労働時間に関する法制度全般について
（３）建設業の働き方改革について
（４）そのほか（質疑応答等）

３　参加申込方法

（１）出雲会場は６月 14 日まで、松江会場は７月 14 日までに、別紙参加申込書により、FAX にてお申し込みください。両会場とも先着順とさせていただきます。

（２）オンライン説明会は、以下の URL もしくは QR コードから、７月７日までにお申し込みください。

【申込用 URL】

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/MzY4/1c5adc5e42fa45f6a4f8edb673c275db

「労働局・労働基準監督署説明会等受付サイト」と検索いただき、専用 HP からお申込みいただくことも可能です。

【QR コード】

○　本説明会は、令和元年から開催しており、今回の開催は５回目となります。なお、説明内容は、これまでの過去の説明会と同様となります。

別紙

建設事業者向け労働時間に関する法制度等説明会（出雲・松江会場）参加申込書

◇下記参加申込書に必要事項をご記入の上、ＦＡＸでお申し込みください。

説明会参加申込書　ＦＡＸ：0852-31-1163 ※申込先：島根労働局労働基準部監督課				
事業場名				
住　所	TEL　（　　）　　-			
出席者職氏名	（職名）　　（氏名）			
参加予定説明会	番　号 (1・3)		地域(名)	

＜注意事項＞

○出雲・松江会場と、Ｚｏｏｍによるオンライン説明会では、参加申込方法と申込締切日が異なっていますので、ご留意ください。

○１事業者あたりの出席者は１名とさせていただきます。

○定員に達した以降に申込をいただいた場合は、こちらからお断りの連絡をさせていただきます。

○出雲・松江会場に出席される皆様におかれては、感染症防止の観点から、マスク着用をお願いします。また、当日、発熱・咳等の症状がある方は来場を控えていただくようお願いします。

○時間外労働の上限規制、年５日の年次有給休暇の取得等の改正労働基準法等の内容につきまして、厚生労働省のＨＰに概要動画を掲載しておりますので、こちらをご視聴いただいた上で説明会に参加いただけますと、より理解を深めていただけると考えています。お時間のある方はぜひご視聴いただければ幸いです。

ＵＲＬ　https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/movie.html（働き方改革特設サイト）

＜お問い合わせ先＞
島根労働局労働基準部監督課
〒690-0841　松江市向島町 134-10
松江地方合同庁舎５階
電話：(0852) 31-1156
FAX　：(0852) 31-1163